

南部町障がい者活躍推進計画

機関名	南部町
任命権者	南部町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
南部町における障がい者雇用に関する課題	南部町においては、令和6年6月1日時点での障害者任免通報では、法定雇用率の2.8%を満たしている。 令和8年7月には地方自治体の法定雇用率が3.0%に引き上げられることから、さらなる障がい者雇用への推進が必要である。 障がい者である職員の雇用や活躍推進のため、職場への長期定着は基より、障がい特性や個々の能力に応じ、既存業務の切り出しによる選定や創出、更なる環境整備や組織体制の構築などに取り組んでいきたい。
目標	
1 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考） 令和6年6月1日時点の実雇用率 3.04% （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容（令和7年4月1日～令和12年3月31日）	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を安全衛生委員会とする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等への調達への推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。